

第4次潮来市障害者計画 潮来市第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

みんな“笑顔”でともに生きる潮来



計画の趣旨

障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、障がいの重度化や障がい者及び介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援、医療的ケア児、発達障がい児への支援の充実など障がいのある人への対応強化が求められています。

計画策定にあたっては、障がい福祉に関するアンケートをはじめ、団体、事業所等ヒアリングや区長及び民生委員児童委員との懇談会などから、様々な気づきの中で誰もが生きやすい社会を築くことや、支援が必要な人に福祉サービス等をうまくつなぐこと、助け合い、支え合いの中で安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていくことが課題となっています。

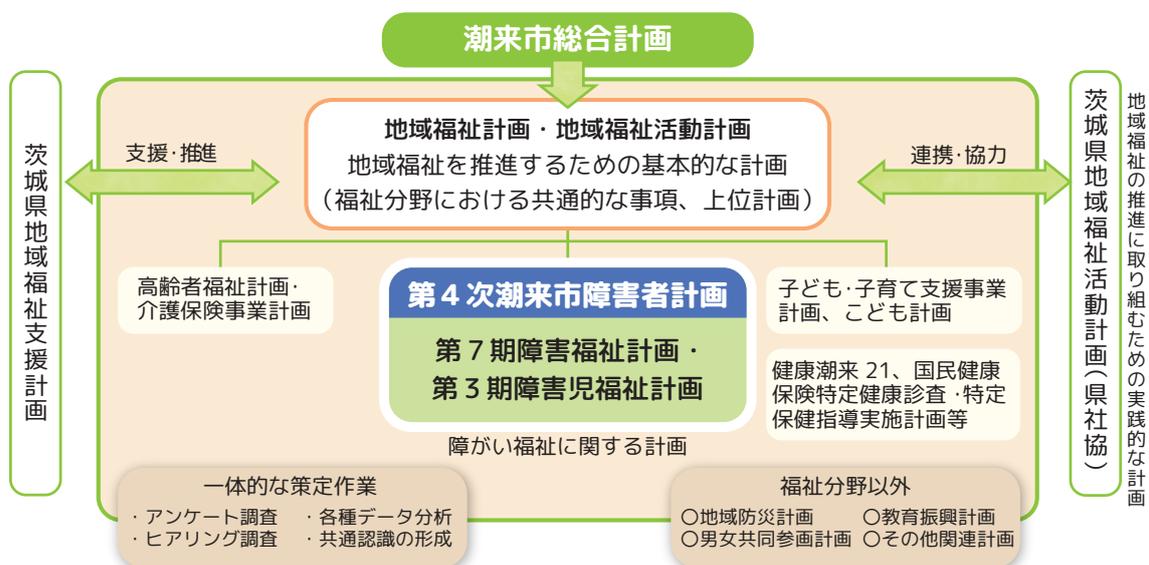
障がい者施策の基本的事項や理念、施策・事業の取組を示す「第4次潮来市障害者計画 潮来市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も分け隔てなく、『ともに生きる社会づくり』に向けた取組を推進していきます。

計画の位置づけ

「第4次障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定するもので、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的に定めるものです。

「第7期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に規定するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量と提供体制について定めるものです。

「第3期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に規定するもので、障がい児の通所支援、相談支援の提供体制について定めるものです。これらの計画は、市政の基本指針となる「潮来市総合計画」及び「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画として策定します。



基本理念

みんな“笑顔”でともに生きる 潮来

障害者計画の上位計画である潮来市地域福祉計画は、地域共生社会の実現に向けて、『笑顔で暮らせるまちづくり』を目指しています。

この方針を踏まえ、「第4次潮来市障害者計画」及び「潮来市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」では、『みんな“笑顔”でともに生きる潮来』を基本理念として推進します。

地域で活動する障がい者（児）が増えることで地域の交流が生まれ、地域の理解が深まっていきます。



計画期間

第4次潮来市障害者計画は、令和6（2024）年度～令和11（2029）年度までの6年間です。

第7期潮来市障害福祉計画及び第3期潮来市障害児福祉計画は、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度までの3年間です。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者基本法	第4次 潮来市障害者計画 (6年間)					
障害者 総合支援法	第7期 潮来市障害福祉計画 (3年間)			第8期 潮来市障害福祉計画 (3年間)		
児童福祉法	第3期 潮来市障害児福祉計画 (3年間)			第4期 潮来市障害児福祉計画 (3年間)		

第4次潮来市障害者計画の内容

基本目標

1

みんなで気づいて分かり合えるまちづくり

○障がいのある人が、障がい福祉の制度や仕組みを知って、理解し、必要な支援に結びつく取組です。

○障がいのある人に対する理解を深め、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに尊重し合いながら、ともに安心して暮らせることができる共生社会の実現を目指す取組です。

基本目標

2

みんなとつながって広がるまちづくり

○障がいのある人が将来にわたって自分らしく生きられるよう、相談支援体制の充実を図る取組です。

○障害福祉サービス基盤の充実を図ることで必要な福祉サービスが提供できるよう、生活支援サービスを充実する取組です。

○障がい者雇用に対する啓発や理解促進を図り、多様なアプローチによって、障がいのある人が就労できる環境づくりを推進する取組です。

○未就学児や児童生徒の特性や発達段階に応じた早期からの適切な療育訓練・指導を行えよう、きめ細かな教育環境等の充実を図る取組です。

基本目標

3

みんなが支え合って暮らせるまちづくり

○文化芸術・スポーツ活動を充実し、障がいのある人が生きがいを感じる居場所の確保を推進する取組です。

○地域の生活環境を整備することで、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進する取組です。

○保健・医療との連携を図ることで、きめ細かで切れ目のない支援体制の充実に努める取組です。

○防災・防犯対策などにより、誰もが安心・安全に暮らせる地域社会づくりを推進する取組です。

方針

1 障がい福祉の制度や仕組みを知ろう

2 障がいのある人の社会参加を進めよう

1 相談支援体制を充実しよう

2 障がいのある人の生活支援を充実しよう

3 障がいのある人の雇用環境を整えよう

4 保育・療育、教育環境を充実しよう

1 障がいのある人の生きがいづくり支援しよう

2 福祉のまちづくりを進めよう

3 保健・医療体制を充実しよう

4 安心・安全な暮らしを確保しよう

みんな“笑顔”でともに生きる潮来の実現に向け、「気づき」「つなぐ」「支える」の3つのキーワードを軸に取組を推進していきます。

施策

- (1) 福祉意識を向上させて差別解消を推進します
- (2) 福祉制度やサービス内容を周知します
- (3) 権利擁護支援を充実します

- (1) 交流機会を増やします
- (2) 障がいのある人の特性に応じた情報提供を充実します

- (1) 多様な相談に応じる体制を強化します
- (2) 虐待防止への的確な対応を図ります

- (1) 在宅福祉サービスを充実します
- (2) 日中活動の場を充実します
- (3) 住まいの場を充実します
- (4) 経済的な支援を進めます

- (1) 障がいのある人が働きやすい環境づくりを目指します
- (2) 工賃向上を推進します

- (1) 障がいのある子どもの保育・療育を充実します
- (2) 障がいのある子どもの学校教育を充実します

- (1) 文化芸術・スポーツ活動を推進します
- (2) 障がいのある人の居場所を充実します

- (1) 誰もが暮らしやすいまちを推進します
- (2) 行政サービスにおける配慮を推進します

- (1) 健康づくりを推進します
- (2) 医療機関との連携を推進します

- (1) 防災・感染症対策を推進します
- (2) 安全な暮らしを推進します

目指す姿

* 障がいのある人やその家族が、福祉の制度や仕組みを理解し、必要な支援に結びついています

* 障がいのある人が必要な情報を得て、社会参加し交流する機会が増えています

* 障がいのある人やその家族が適切な助言等を受け、安心して暮らせる支援のネットワークが構築されています

* 各種の生活支援サービスが充実し利用されることで、障がいのある人への支援が切れ目なく提供され、安定した暮らしができています

* 障がいのある人の雇用環境が整うことで、障がいのある人が生き生きとした暮らしの実現が図られています

* 障がいのある子どもの特性や発達段階に応じたきめ細かな保育・療育、教育環境が整っています

* 文化芸術やスポーツ活動など余暇活動が行われ、地域での居場所や交流が増えることで障がいのある人が自分らしく生き生きと暮らしています

* 障がいのある人などに配慮した生活環境や合理的配慮が整っていることで、誰もが暮らしやすいまちづくりが行われています

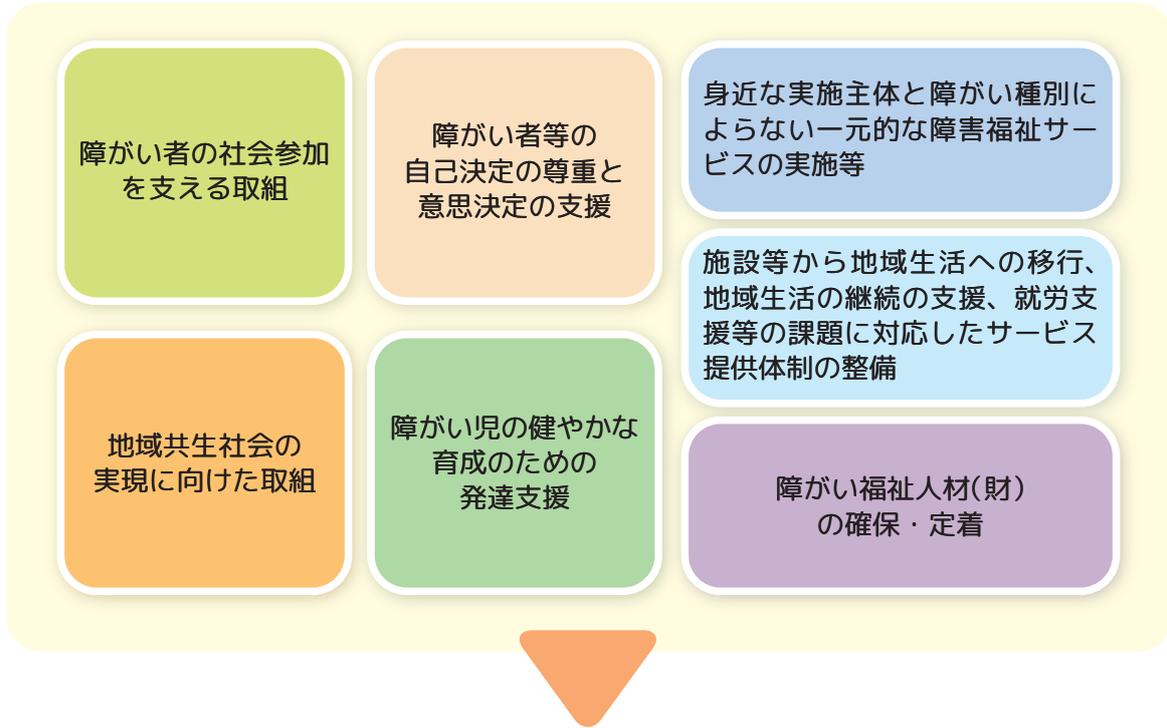
* 地域の医療機関との連携によって、障がいのある人が必要とする保健・医療を適切に受けられています

* 自主防災組織（自治会）、民生委員児童委員、消防団など地域組織の協力体制によって、災害に強い安心・安全なまちづくりが行われています

潮来市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の内容

基本方針

国の基本的な指針等に基づき、市の計画の基本方針と成果目標を定めて取組を推進します。



成果目標（令和8年度末）

施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域生活移行数 3人
- ・ 施設入所数の削減 3人

地域生活支援の充実

- ・ 地域生活支援拠点等を整備【整備済】
- ・ 運用状況の検証・検討実施 年1回
- ・ 強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 目標値は県において算出
- ・ 市は、潮来市地域自立支援協議会等を活用して協議の場を確保

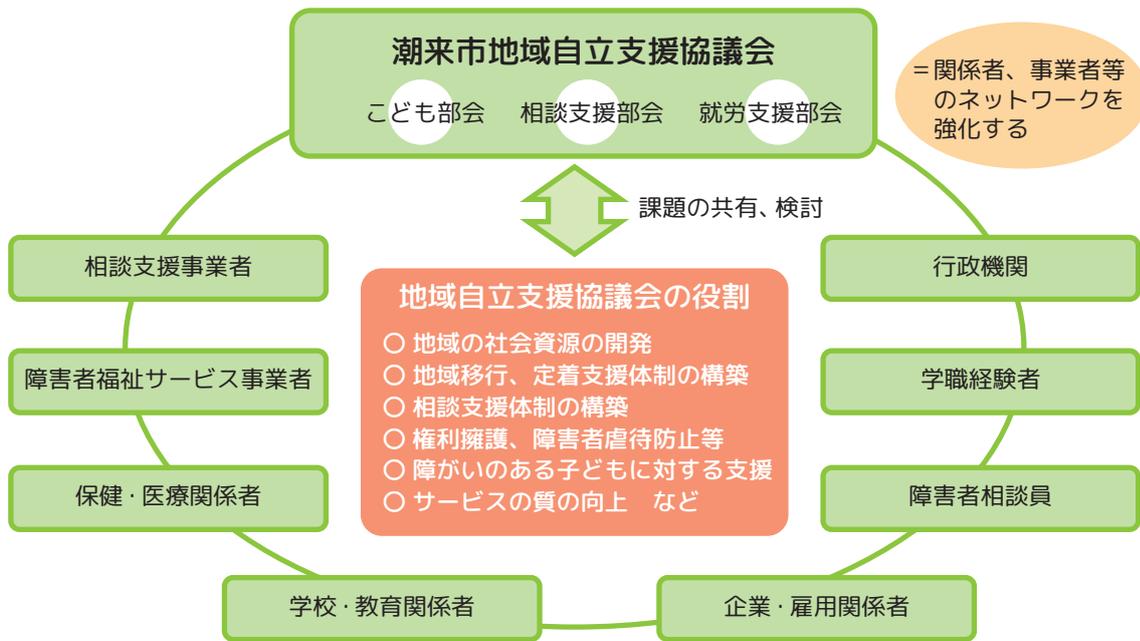
福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 年間一般就労移行者数 5人
- ・ 就労定着支援事業の利用者数 1人
- ・ 就労定着支援事業の就労定着率 25%

保健、医療、教育、雇用などの関係機関、障害福祉サービス提供事業者等と連携し、障害福祉サービス等を充実していきます。

計画の推進

潮来市地域自立支援協議会において、本市の実情に応じた障害福祉サービス提供体制など専門部会の活動を通じて、事業者間の情報共有の場、協議の場を充実していきます。



障がい児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターの設置（広域で検討等）
- ・ 保育所等訪問支援の体制の構築
- ・ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の整備
- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保
- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場やコーディネーターの配置
- ・ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

相談支援体制の充実・強化等

- ・ 基幹相談支援センターの設置【設置済】
- ・ 地域自立支援協議会における事例検討の実施

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組
- ・ 障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制の構築

潮来市障害者計画の取組指標（一覧）

《基本目標1》みんなで気づいて分かり合えるまちづくり

《取組指標》		現状 (令和4年度)	目標 (令和11年度)
方針1	人権教育研修会の参加者数	82人	250人
	成年後見制度の支援者数	2人	4人
	権利擁護支援の中核機関の設置	-	設置
方針2	手話奉仕員養成研修事業講習修了者数	3人	3人
	講演会等への手話通訳者の派遣回数	-	2人

《基本目標2》みんなとつながって拡がるまちづくり

《取組指標》		現状 (令和4年度)	目標 (令和11年度)
方針1	障がい者基幹相談支援センター相談件数	528件	550件
	地域自立支援協議会における事例検討の実施	-	実施
方針2	地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討実施回数	-	年1回
	地域活動支援センター（I型・II型・III型）の利用者数	22人	30人
方針3	年間一般就労移行者数	-	2人
	優先調達推進法に基づく市の発注額	7,456千円	現状値を上回る
方針4	巡回支援専門員の訪問延べ件数（年間）	372人	460人
	児童発達支援センターの設置	-	設置
	就学前相談支援員の相談件数	450件	330件
	特別支援教育支援員の配置人数	15人	15人

《基本目標3》みんなが支え合って暮らせるまちづくり

《取組指標》		現状 (令和4年度)	目標 (令和11年度)
方針1	地域活動支援センター（I型・II型・III型）の利用者数（再掲）	22人	30人
	障害者等自発的活動支援事業の参加者数	-	200人
	福祉や健康づくりをテーマにした公民館事業の開催回数	年5回	年8回
方針2	手話通訳者・要約筆記者派遣事業数	2人	2人
	地域自立支援協議会（部会を含む）等の開催回数	年7回	年12回
方針3	こころの健康相談の開催回数	年6回	年6回
	ゲートキーパー養成研修会の開催数	年2回	年2回
方針4	福祉避難所数	14施設	16施設
	避難行動要支援者（名簿登録同意者数）の割合	39.5%	50.0%
	消費者センター相談件数	155件	120件